

項目	各種事務事業の取扱い - 農業振興事業
農業振興事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

生産指導事業	さいたま市の制度に統一する。
農業祭	さいたま市の制度を適用する。
農業団体育成事業	さいたま市の制度に統一する。
農業後継者対策	さいたま市の制度に統一する。
市民農園運営事業	さいたま市の制度を適用する。

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 農業振興事業）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 生産指導事業 農家等に対する経済的、技術的援助を実施し、生産・経営の安定を図るため各種の事業を行う。</p> <p>(1) 各地域生産団体育成指導 (2) 直売農業育成 (3) 援農関係事業の推進 (4) 農薬の安全使用指導 (5) 観光農業の推進 (6) 新技術の普及及び導入 (7) 各種研修会、講演会の開催 (8) 植木、花卉、野菜、果樹等の生産振興</p> <p>2 農業祭 (1) 開催日 11月第3金曜～日曜 (2) 会場 見沼グリーンセンター (3) 内容 農産物即売会、展示会、農産物共進会等 (4) 主催 さいたま市農業祭実行委員会 (さいたま市、さいたま農業協同組合) (5) 後援 市内農業団体 (6) 協賛 各種農業関係機関 (7) 来場者 約 225,000 人（平成 15 年度）</p> <p>3 農業団体育成事業 農業者団体会員相互の連携を密にし、農家の資質の向上を図り、先導的都市農業の発展を図るため各農業団体に対し各種の支援を行う。</p> <p>4 農業後継者対策 (1) 事業内容 ア 農業後継者団体の育成 イ 児童体験農園事業の実施 ウ 学校農園事業への支援 エ 農業青年県外研修生派遣事業 オ 新規就農の推進 カ 農業後継者自立経営育成事業</p>	<p>1 生産指導事業 園芸農家・園芸団体へ様々な支援を行うことにより、園芸農業の安定・発展を図るため各種の事業を行う。</p> <p>(1) 園芸施設設置補助事業補助金交付 (2) 生産団体育成指導 (3) 農薬の安全使用指導 (4) 新技術の普及及び導入 (5) 園芸情報の提供 (6) 植木、花卉、野菜、果樹等の生産振興</p> <p>2 農業祭 実施していない。 類似事業：産業祭 (1) 開催日 11月第3土曜～日曜 (2) 会場 槻の森スポーツセンター (3) 内容 農商工業物の即売会、展示会、さわやかレディひなの里コンテスト、共進会等 (4) 主催 岩槻市産業祭実行委員会 (南彩農業協同組合、岩槻商工会議所)</p> <p>3 農業団体育成事業 農業の振興と組合員の経営安定を目的に、組織の育成強化・生産性の向上等を図るため補助を行うとともに、農産物の振興を図るため、共進会等への後援、市長賞の賞状を交付する。</p> <p>4 農業後継者対策 (1) 事業内容 ア 農業後継者団体の育成 イ 学童体験農園事業の実施 ウ 農業青年海外派遣助成事業 エ 後継者結婚相談事業 オ 就農促進アドバイス活動</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>(2) 関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア さいたま市農業後継者対策協議会</li> <li>イ さいたま市農業青年協議会</li> <li>ウ さいたま市与野農業後継者連絡協議会</li> </ul> <p>5 市民農園運営事業</p> <p>農業のふれあいの場、自然学習の場、また、生きがいと健康づくりの場として楽しめる新しいスタイルの市民農園を目指します。</p> <p>(1) レクリエーション農園事業 40 か所、1,373 区画貸付け (平成 16 年 4 月 1 日現在)</p> <p>(2) 関係団体 レクリエーション農園推進協議会</p>	<p>(2) 関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 岩槻市農業後継者対策協議会</li> <li>イ 岩槻市農業青年会議所</li> <li>ウ 岩槻市 4H クラブ</li> </ul> <p>5 市民農園運営事業 実施していない。</p>